レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

＝11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります＝

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

➡増車（マイクロバスを除く。）
➡代替（マイクロバスを除く。）
※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

➡氏名、名称及び住所の変更
➡貸渡事務所の変更
➡マイクロバスの増車
➡マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

▼

代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、登録前に輸送担当でレンタカー事業者証明書続きを行ってください。
（手続きから交付までには、最大で10日程度かかります）
<u>※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です</u>

レンタカー事業者証明書とは

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- 証明書の有効期限は、５年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- 証明書の有効範囲は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

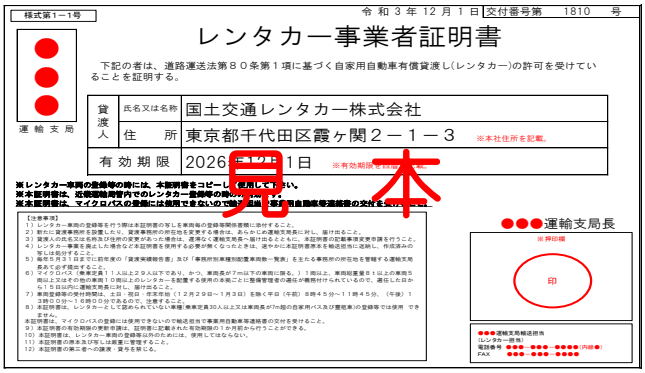
様式第１－１号

令和３年12月１日　交付番号第　1810　号

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第８０条第１項に基づく自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）の許可を受けていることを証明する。

運輸支局

貸渡人	氏名又は名称	国土交通レンタカー株式会社
	住　所	東京都千代田区霞ヶ関２－１－３　※本社住所を記載。
有効期限		2026年12月1日　※有効期限を記載。

※レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用してください。
※本証明書は、近畿運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ使用可です。
※本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当に自動車等連絡書の交付を受けてください。

見本

【注意事項】
１）レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
２）新たに営業事務所を設置したり、営業事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
３）貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
４）レンタカー事業を廃止した場合などで本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
５）毎年５月３１日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに送付提出すること。
６）マイクロバス（乗車定員１１人以上２９人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）１両以上、車両総重量８１以上の車両５両以上又はその他の車両１０両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から１５日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
７）車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く平日（午前）８時４５分～１１時４５分、（午後）１３時００分～１６時００分であるので、注意すること。
８）本証明書は、レンタカーとして認められていない車種（乗車定員30人以上は車両長が7m超の自家用バス及び重軽車）の登録等では使用できません。
本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
９）本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の１か月前からだけ行うことができる。
10）本証明書は、レンタカー事業の登録等以外のためには、使用してはならない。
11）本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
12）本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

●●●運輸支局長
※押印欄
印

●●●運輸支局輸送担当
（レンタカー担当）
電話番号　●●●－●●●－●●●●（内線●）
FAX　●●●－●●●－●●●●

ご注意ください！！

事業者証明書（写）はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようにご注意ください！

・・問い合わせ先・・
奈良運輸支局　輸送担当　ＴＥＬ　0743-59-2151（テープが流れたら「4」）